

○逗子市避難行動要支援者避難支援計画懇話会運営要綱

平成25年 5 月 1 日

逗子市要綱

改正 平成27年 5 月 1 日

[題名改正]

令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、風水害等の災害に備え、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導等の支援体制を確立することを目的とする逗子市避難行動要支援者避難支援計画の策定及び進行管理について、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市避難行動要支援者避難支援計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(平成27年 5 月 1 日・一部改正)

(メンバー)

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 自主防災組織の推薦を受けた者
- (3) 逗子市民生委員児童委員協議会の推薦を受けた者
- (4) 逗子市社会福祉協議会の推薦を受けた者
- (5) 相談支援事業者の推薦を受けた者
- (6) 逗子市内で介護サービスを展開する事業者で構成された団体の推薦を受けた者
- (7) 要支援者及びその関係者で構成される団体の推薦を受けた者
- (8) 市職員
- (9) その他市長が特に必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(平成27年 5 月 1 日・一部改正)

(座長及び副座長)

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、懇話会の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、防災安全課において処理する。

(令和2年4月1日・一部改正)

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。